

公益財団法人 日本サッカー協会
2026 年度 第 11 回理事会

2026 年 9 月 17 日

決議事項

1. 「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の改正の件

(決議) 資料 1①②

「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」が定めるトレーニング補償金（アマチュアからプロ）について、法務委員会での審議・決議を経て、主に以下の 2 点を改正したい。

(1) トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額の見直し

Jリーグによるトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の増額の決定を踏まえ、関連規則を改正するもの。具体的には、補償金額を現行の約 2 倍から 3 倍の水準に引き上げる。

同制度については、創設以来 20 年以上にわたって補償金額の大幅な見直しが行われてこなかった。近年の育成環境の変化や国際ルールとの金額差の拡大等を踏まえ、育成チームへの還元をより充実させる観点から補償金額を増額するものである。なお、本件については公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）において継続的な検討が行われ、2026 年 5 月の Jリーグ理事会で決議されている。

(2) 任意団体の取り扱いの見直し

法人格を有しない任意団体については、JFA 所定の確認手続を経ることを条件にトレーニング補償金を金銭で受領できるよう制度を見直す。

これにより、育成チームへの還元の実効性向上、国際ルールとの整合性確保および法人格の有無による不合理な差異の解消を図る。

※なお、上記(2)に関しては「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の関連規定についても同様の改正を行う。

■参考

「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」並びに「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の「9. 改正」に基づき、理事会決議。

2. 2027 年度 47 都道府県サッカー協会向け一括補助金 交付上限額の件

(決議) 資料 2

2027 年度の 47 都道府県サッカー協会（47FA）一括補助金の交付上限額を以下の通りとしたい。

(1) 交付要項：別紙参照

2025 年度第 14 回理事会（2025 年 11 月 20 日開催）において決議された、
2026～2030 年度を対象とする補助金制度の算出基準に基づき算定する。

(2) 交付上限額：1,774,010,678 円（下記①～⑥を織り込んだ上限額）

対 2026 年度：+9,744,202 円

⑦ FA 中核人材採用支援は 1FA あたりの上限額 2,400,000 円／年

⑧ マーケティング等人材支援は 1FA あたりの上限額 1,200,000 円／年

一括補助金算出方法：

- ① FA 登録者数（選手・審判）に応じた補助
- ② FA 指導者登録料還元
- ③ 小規模 FA に対する基礎補助
- ④ 地域特性補助（北海道・長崎・鹿児島・沖縄）
- ⑤ キッズ巡回配分（過去実施回数による按分）
- ⑥ 基盤強化補助
- ⑦ FA 中核人材採用支援（申請制）
- ⑧ マーケティング等人材支援（申請制）

■直面している課題・背景

- ◆ 本助成金は 47FA が実施する事業の財源の一部となっており、普及・育成の推進にこれまでも大きく寄与している。
- ◆ 今後、少子化がますます進展する中で JFA 登録者数を維持していくために 47FA へのさらなるサポートが求められている。

■実施しない場合に生じるデメリット、リスク

47FA が実施する事業の財源の一部となっていることから、補助金が交付されない場合、47FA の各種事業の実施に支障をきたすおそれがあるほか、サッカーの普及・推進活動に影響が生じるリスクがある。

■期間

2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日

※補助金制度としては 5 年間とするが、交付上限額は、反映される登録者数によって毎年変動するため、毎年理事会に付議する。

■予算財源

一括補助金の総額は 2017 年以降同規模であり、例年通り 2027 年度予算に計上する予定。

■参考

事案決裁規則 別表 No. 102 に基づき、理事会決議。

3. 2027 年度の 9 地域サッカー協会向け一括補助金 交付上限額の件

（決議）資料 3

2027 年度の 9 地域サッカー協会（9 地域 FA）一括補助金交付内容および上限額を以下の通りとしたい。

(1) 上限額： 351,055,000 円（前年：343,405,000 円）

2026 年度 同交付要項からの変更点：

- ◆ 全日本大学フットサル選手権大会を 9 地域 FA からフットサル連盟に移管するため削除
- ◆ 新規で U-18 女子リーグ補助金を追加

(2) 算出根拠：別紙交付要項参照

※事業別の内訳については 所管部署により最終確定する。

■直面している課題・背景

本助成金は、9 地域 FA が実施する事業の財源の一部となっており、普及・育成の推進にこれまでも大きく寄与している。

■実施しない場合に生じるデメリット・リスク

9 地域 FA が実施する事業の財源の一部となっていることから、補助金が交付されない場合、9 地域 FA の各種事業に支障をきたすおそれがあるほか、サッカーの普及・推進活動にも影響が生じるリスクがある。

■期間

2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

■予算財源

一括補助金の総額は、2017 年以降同規模であり、例年通り 2027 年度予算に計上する予定。

■参考

事案決裁規則 別表 No. 102 に基づき、理事会決議。

4. 「J リーグ降雪エリア施設整備助成金」への拠出の件

J リーグが対象として定めている降雪地域のクラブに対し、「J リーグ降雪エリア施設整備助成金」を通じて、JFA として 20 億円（上限）を助成したい。

■背景

J リーグのシーズン移行にあたっては、降雪地域クラブのサッカー環境への対応が従来から重要な課題となっており、その対応策について継続的な検討が行われてきた。

シーズン移行の最終的な決定は J リーグおよび J クラブが主体となっていくものであるが、JFA としても日本サッカーのトップリーグの発展を支援する責務を有していることから、降雪地域のクラブに対する支援のあり方について協議を重ねてきた。その結果、本件については、支援が適当であるとの判断から、今回付議するものである。

■目的

J リーグのシーズン移行に伴い、全天候型施設をはじめとする降雪地域の練習環境の整備向上を支援し、公正かつ円滑な競技運営の確保に資することを目的とする。

■降雪地域対象クラブ

いわてグルージャ盛岡（JFL）、コンサドーレ札幌、ヴァンラーレ八戸、ベガルタ仙台、ブラウブリッツ秋田、モンテディオ山形、福島ユナイテッド FC、松本山雅 FC、AC 長野パルセイロ、アルビレックス新潟、カターレ富山、ツエーゲン金沢、ガイナレ鳥取（計 13 クラブ）

※原則として 12 月～翌年 2 月の降雪状況に基づく選定

※J リーグがシーズン移行の決定時に対象としていたクラブ

※ただし、今後本助成制度の趣旨に照らして J リーグが適当と認めたクラブについては、対象に含める場合がある

■助成対象期間

2026 年～2036 年（10 年間）

■金額

助成総額として 1 クラブ 1.5 億円を上限とする（全体予算上限 20 億円）

■審査プロセス

助成対象は、Ｊリーグが設けている「Ｊリーグ降雪エリア施設整備助成金」の審査委員会において決定する。なお、ＪリーグとＪＦＡの間に連絡協議会（仮称）を設置し、案件整理、予算執行状況のモニタリング、整備案件の公益性確認等を行い、助成申請の妥当性を確認する仕組みを構築する予定。

■参考

事案決裁規則 別表 No. 17 に基づき、理事会決議。